

伊達市公告第 131 号

公 示 送 達

下記の者について、令和 8 年度市県民税納税通知書を送付しましたが、その者の住所・居所不明のため送付することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和 8 年 9 月 10 日

伊達市長 須田 博行

氏名
大橋 優人
清野 銀次

上記の氏名欄のものに送達すべき書類は、伊達市役所財務部税務収納課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないときは令和 8 年 9 月 17 日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。